



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○登記手数料令等の一部を改正する政令(二〇)

○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二一)

○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(二二)

(省 令)

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二四)

○大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令(環境三)

(告 示)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号の二の規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一号第二号の基準

を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(法務一六)

○出入国管理及び難民認定法第七条第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件(同一七、一一九)

○出入国管理及び難民認定法第七条第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件(同一二〇、一二三)

○計量法第十六条第一号第二号口の指定をした外国製造事業者を指定した件(経済産業四一)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき特定登録調査機関を登録した件(特許庁五)

○道路に関する件(四国地方整備局二二)

○都市計画に関する件(九州地方整備局五二)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件(北海道開発局三二)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の住所を変更した件(同三三)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 法務省

(叙位・叙勲)

(官庁報告)

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について(金融庁)

指定保安検査機関の指定に関する公示(関東東北産業保安監督部)

中部地方整備局公示(中部地方整備局)

四国地方整備局公示(四国地方整備局)

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(農林水産省)

(公 告)

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

省令

厚生労働省令第二十四号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の二十二第一項の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

厚生労働大臣 細川 律夫

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項の表に次のように加える。

経皮吸収型製剤	十枚
---------	----

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第三号

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三条第一項及び第十六条並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十四条第一項の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

環境大臣 松本 龍

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令
（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。」を「は、法第三十一条若しくは第三項の排出基準又は法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 前項各号の測定（第一号及び第四号の常時の測定を除く。）の結果は、様式第七号によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第七十条の二の証明書の交付を受けた場合は、当該証明書の記載をもつて、様式第七号によるばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。

二 前項第一号及び第四号の常時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

別表第一備考二中「規格K2541」を「規格K2541-1から2541-7まで」とし、「規格Z8762」を「規格Z8762-1から8762-4まで」に改める。

様式第七号のヤリと改める。
様式第七号（第15条関係）

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
測定者の氏名
測定箇所

ばい煙	ばい煙	測定単位	測定年月日及び時刻 (開始時間～終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
硫酸酸化物	排出ガス量	(Nm ³ /h)					
	硫酸酸化物の濃度	(ppm)					
ばいじん	硫酸酸化物の量	(Nm ³ /h)					
	ばいじん	(g/Nm ³)					
カーボン及びその化合物	カーボン及びその化合物	(g/Nm ³)					
	カーボン及びその化合物	(mg/Nm ³)					
塩化水素	塩化水素	(mg/Nm ³)					
	塩化水素	(mg/Nm ³)					
弗素、弗化水素及び弗化塩素	弗素、弗化水素及び弗化塩素	(mg/Nm ³)					
	弗素、弗化水素及び弗化塩素	(mg/Nm ³)					
鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	(mg/Nm ³)					
	鉛及びその化合物	(mg/Nm ³)					
窒素酸化物	窒素酸化物	(容量比ppm)					
	窒素酸化物	(容量比ppm)					
備考	備考	(%)					
	備考	(%)					

備考

- 硫酸酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 硫酸酸化物の濃度の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第一備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫酸酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫酸含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第二、別表第三及び別表第三の2の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第二、別表第三及び別表第三の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行規則別表第一の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。
- ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの濃度を記載すること。
- 規格K2301、規格K2541-1から2541-7まで若しくは規格M8813に定める方法により硫酸酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫酸含有率を測定した場合又は当該硫酸含有率をその他の方法により確認した場合には、硫酸酸化物の備考欄に当該硫酸含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。